

市川市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺による被害防止を図り、もって市民の財産を守るため、特殊詐欺対策電話機等を購入した者に対し、予算の範囲内において、市川市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特殊詐欺対策電話機等」とは、次の各号のいずれかに該当する機器をいう。

- (1) 電話を受信した際、会話の内容を録音する旨の音声案内が流れ、会話の内容を自動で録音することができる機能を備えた固定電話機
- (2) 特定の電話からの着信を自動的に判別し、かつ、特定の電話の着信を通知し、又は自動的に着信を切断する機能を備えた固定電話機
- (3) 固定電話機に接続する機器であって、第1号又は前号に掲げる機能を有するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている65歳以上の者（規則第3条第1項の申請をしようとする日の属する年度の末日までに65歳に達する者を含む。）であること。
- (2) その者及びその者と同一の世帯に属する者（未成年者を除く。）が本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 特殊詐欺対策電話機等を購入し、かつ、詐欺防止機能等を適切に設定していること。
- (4) その者及びその者と同一の世帯に属する者がこの要綱その他市長が別に定める要綱に基づく補助金の交付を受けた実績を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺対策電話機等の購入に要した経費（規則第3条第1項の申請をしようとする日の属する年度内において要した経費に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が7,000円を超えるときは、7,000円とする。

(交付の申請等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書（請求書）（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書に、領収書その他の支払を証する書類（次に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において「領収書等」という。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該領収書を発行した者の名称

(2) 特殊詐欺対策電話機等を購入した者の氏名

(3) 購入した特殊詐欺対策電話機等に係る金額、品番及び購入日

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる要件について、これらの内容及び状況を市長が公簿等で確認することに同意すること。

(2) 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等に係る詐欺防止機能等が適切に設定されていることを市長が確認することに同意すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項を遵守する

こと。

(決定の通知)

第8条 規則第6条第1項の規定による通知は、市川市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。この場合において、市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定した上で当該通知を行うものとする。

2 規則第6条第2項の規定による通知は、市川市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の交付を可とする旨の通知をしたときは、速やかに、補助金の交付を申請した者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込む方法により補助金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。